

平成29年度 愛知県特別職報酬等審議会審議の詳細

審議の詳細

〔始めに配付資料に基づき、事務局から主要都道府県の状況、過去の報酬等の改定経緯、10月10日に行われた人事委員会勧告の概要等を説明した。〕

質疑応答及び意見交換

(会長) それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問をお受けしたいと思います。なお、ご意見につきましては、後程、お伺いいたします。

〔各委員からの質問なし〕

(会長) 質問等はありませんでしょうか。それでは、ご出席の委員さんのご意見を伺う前に、本日ご欠席された委員から事前にご意見を伺っておりますので、事務局から紹介してください。

(事務局) それでは、本日ご欠席されました1名の委員の意見を紹介させていただきます。

事前に事務局より本日と同じ資料を用いまして現状を説明しましたところ、

「事務局の説明について了承した。」とのご意見をいただきました。

以上でございます。

(会長) それでは、事務局からの説明にありました、本県のこれまでの改定の動向や、他県の状況などを踏まえまして、本県の特別職の報酬等について、ご意見・ご発言をお願いします。

どのような内容でも構いませんので、よろしくお願いします。

(委員) 結論から申し上げますと、累積改定率2%に達していないということで、据え置きでよろしいかと考えますが、2点質問させていただきます。

報酬等の検討要素として、財政状況と民間較差があると思いますが、今後、報酬等の抑制の解除する場合、改定は連動するものと考えてるのでしょうか、それとも、財政状況と民間較差の是正は分けて考え、報酬は改定しても抑制は続けるということはあるのでしょうか。

また、他の都道府県で、抑制中に改定された事例はあるのでしょうか。

(事務局) 報酬そのものの考え方としては、あるべき姿ということで、職務に対する正しい金額がいくらというものとなります。抑制は財政状況等を勘案して行うものですが、現在行っている抑制は、財政状況が苦しいということを示すために、知事、副知事などの職責が重い者の報酬を抑制しているという意味合いもあります。

そのように、抑制を行うことは、あるべき姿とは別の判断をするということになりますので、抑制中であっても報酬を改定することはございます。

他の都道府県の状況を申しますと、東京都と大阪府は抑制中の改定を行っていきまして、資料1ページをご覧くださいと、大阪府は知事の退職手当を廃止し、任期4年分の額を1か月相当に割り戻して給料月額に足しこむということをしています。折れ線グラフを見ると大阪府は突出して高い水準になっていますが、これは今ご説明しましたとおり、退職手当の割り戻し分が加算されているためであります。

(委員) 今説明のあった大阪府の退職手当の割り戻しについて、比較の対象となる月額の考え方が異なるため、本来の月額だけを比較したほうが客観的であると考えますが、いかがでしょうか。

(事務局) 退職手当がこの審議会の議論の対象となっておらず、どのように評価するかということは一つの課題であります。例えば、当県の知事の退職手当を割り戻し、月額に加算した上で比較するという方法もあるかと思いますが、退職手当は全国的に、その時々を知事の判断があるということで額の比較を行っておらず、加算した場合に適切な比較ができるかという問題があります。

ただし、確かに大阪府は特別の事情があり、単純比較は適当でないと思われまますので、客観的な指標となるよう工夫するようにいたします。

(会長) ほかにご意見・ご発言はございませんか。

[各委員からの意見なし]

(会長) これまでのご意見を集約いたしますと、過去の改定状況や他県の状況等も勘案いたしますと、現時点の状況では、報酬等の据え置き

が適当ということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

〔委員全員が同意した〕

(会長)

それでは、そのようにまとめさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。